

# （株）JTB グローバルマーケティング＆トラベル サステナビリティ方針

## 我々のミッション

JTB グローバルマーケティング＆トラベルは、事業を通じて、地球環境、地域社会、文化、関わる人々のサステナビリティ推進に尽力してまいります。

当社は、国連が 2015 年 9 月に採択した持続可能な開発目標(SDGs)で掲げられた「誰一人として取り残さない」の理念に賛同し、私たちが日々活動を行っている事務所や主だった観光地やイベント開催地の事業において、2017 年に国連持続可能な観光国際年で提唱された以下の 5 つの視点（①包摂的・持続的な経済発展、②社会的な関わりの推進、雇用拡大や貧困の撲滅、人権保護、③資源の有効活用、環境保護や気候変動への取り組み、④文化的価値や遺産継承、多様性推進、⑤相互理解、アクセシビリティー、平和、安全への取り組み）に基づき、日々の私たちの暮らしに与えるプラスの影響を最大限に高めると共に、マイナスの影響を最小限に抑えることを常に心がけて事業活動を推進してまいります。

## （株）JTB グローバルマーケティング＆トラベルが進めるサステナビリティ 6 つの視点

企業の社会的責任に関する国際規格や、サステナブルツーリズムの国際的な基準、及び JTB グループにおける行動規範の内容を踏まえて以下の 6 つを柱にその具体的な取り組み内容を策定しています。

### 1. サステナビリティ推進体制と法令や行動規範の遵守

- ・私たちは、グローバル企業としての責任を果たすため、公正かつ透明性の高い経営を推進し、事業を行う国や地域の法令、当社が定める社内規則・規程類定等を遵守し、JTB グループ行動規範に則した行動を実践すると共に国や地域の慣習・倫理観を尊重してまいります。
- ・私たちは「地球を舞台に、人々の交流を創造し、平和で心豊かな社会の実現に貢献する」ために、国際的な取り組みを尊重するとともに、グローバルに交流する人々の視点と価値観を大切にします。
- ・サステナビリティ方針および JTB グループの The JTB Way に則り、サステナビリティを経営の根幹として位置づけ、様々なステークホルダーの皆様との協働・対話を通じて推進してまいります。

### 2. お客様とのコミュニケーションを通じたサステナビリティの推進

- ・私たちは、あらゆる場面でお客様により持続可能な選択肢を提供できるよう、お客様とのコミュニケーションやソリューションの提供において以下のこと取り組みます。
- ・私たちは、商品やサービスの提供にあたり、地球環境や事業に関する地域のサステナビリティに影響を与える情報をお客様へ正確に伝えるとともに、地域におけるサステナビリティに関する情報提供に務めます。
- ・また、事業推進にあたってお客様に対し、安全や衛生面の情報を提供し、サービス遂行上のリスク回避・予防につなげるだけでなく、有事の際は適切に対応します。
- ・さらにお客様に対しサステナビリティの重要性に関する理解を求め、事業を展開する地域の人々と、共存共栄できるよう努めます。
- ・顧客満足度調査を定期的に実施し、お客様からの苦情に対する適切な対応により、お客様の満足度向上とサービスの改善につなげてまいります。

### 3. 限りある地球の資源と生物多様性の保全にむけて

- ・私たちは地球上の資源に配慮して、気候変動対策・環境保護・生物多様性保全に取り組み、限りある自然資源を次世代に引き継いでまいります。
- ・事業の運営にあたっては、気候変動を緩和するためのあらゆる策を講じ、紙資源やプラスチックなどの使い捨て消費財の利用削減を図ると共に、サステナブルな製品やサービスの調達を推進してまいります。
- ・企業活動を通して使用される水やエネルギーの利用量を削減するとともに、より環境負荷の低いエネルギー源の利用を進めてまいります。
- ・リサイクルやプロセスの見直しなどを通して、廃棄物や排水・排ガスの排出を削減するとともに、有害物質の除去に務めます。
- ・排出物は、事業活動を行う国や地域の基準に沿って適切に処理します。
- ・また生物多様性保全にむけ、動植物の違法な取引禁止や動物福祉の考え方も踏まえ、国際的、または事業活動を行う地域で保護されている動植物に影響のある事業に関わりません。

\* テーマ別サステナビリティ方針内、関連する具体的な方針

- 1) 環境保全に関するサステナビリティ方針(p.4)
- 2) 購買に関するサステナビリティ方針(p.5)

### 4. 地域社会におけるサステナビリティの推進

- ・私たちはサステナブルな地域社会の発展にむけ、最大限貢献してまいります。
- ・お客様・各事業パートナーと共に、その土地の慣習や倫理観、人々の暮らしを尊重しつつ、コミュニティの発展を支援します。
- ・包括的な地域づくりに貢献できるように、年齢・ジェンダー・SOGI・国籍・思想信条・障がいの有無などに関わらず、誰もが活躍できるよう、ダイバーシティ&インクルージョンの考え方に基づく合理的配慮とエンパワーメントを推進してまいります。
- ・また、地産地消を推奨し、地域に根差した有形無形の文化や、地域に継承される知識・技術を大切にし、その価値を毀損せず、価値を高めることを目指します。
- ・人々の交流を通した地域経営や人財育成のソリューションを提供し、持続可能で豊かな地域づくりに寄与します。

\* テーマ別サステナビリティ方針内、関連する具体的な方針

- 3) デスティネーション（訪問地）に関するサステナビリティ方針(p.5)

### 5. バリューチェーンと連携したサステナブルなサービスの提供

- ・私たちは事業パートナーの皆様とそこで働く人々をサステナビリティ推進における重要なパートナーであると考えています。
- ・お客様の利便性、快適性、娛樂性や審美性、そして経済性に配慮しながらも、事業サービスを提供する地域の暮らしや文化、自然環境や生物多様性、水やエネルギーなどの天然資源、地域社会の文化や慣習に対して当社事業が与える影響を留意し、各事業パートナーと共にサステナブルな事業を推進していきます。
- ・実践に際し当社のサステナビリティ方針を各事業パートナーの皆様と共有し、その理解促進に努め、提供する事業サービスがサステナブルなサプライチェーンとなるように働きかけます。
- ・また事業パートナーの皆様がサステナブルな取り組みを実施している場合は、当社は進んでこれを選定し、お客様に推奨・提案します。

- \* テーマ別サステナビリティ方針内、関連する具体的な方針
- 4) 宿泊施設に関するサステナビリティ方針(pp.5-6)
- 5) 輸送サービスに関するサステナビリティ方針(p.7)
- 6) アクティビティに関するサステナビリティ方針(pp.7-8)
- 7) 同行案内に関するサステナビリティ方針(p.9)

## 6. 安心して働くサステナブルな職場環境を目指して

- ・当社はあらゆるステークホルダーの人権を尊重し、いかなる強制労働や児童労働にも関わらず、当グループおよび事業パートナーの従業員が安心して自分らしく働く環境整備を目指し、労働の安全衛生環境を改善します。
- ・バリューチェーン全体で、商業的・性的・その他あらゆる形態の搾取やハラスメントの撲滅に向けて取り組み、特に女性や子ども、社会的少数者の権利を尊重します。
- ・多様性を重んじ、公正・公平な対応を心がけ、デジタル化とテクノロジー活用を推進し、すべての従業員の健康と QOL (Quality of Life) に配慮します。
- ・従業員の不満及び期待に常に耳を傾け、社内外の苦情や通報に公正に対処し、職場環境の改善に活かします。
- ・また、各事業パートナーへサステナビリティに関する教育・研修等の機会を積極的に整備し、主体的な取り組みを促します。

(制定) 2020年2月18日  
(改定) 2024年3月5日

## 株JTB グローバルマーケティング&トラベル サステナビリティ方針に関する 具体的なテーマ別サステナビリティ方針

### 1) 環境保全に関するサステナビリティ方針

我々は、地球上の資源に配慮して、気候変動対策、環境保全に向け以下の通り取り組みます。

#### (1) 使い捨て・消耗品の削減

##### ① Reduce (リデュース)=ごみを減らす(発生抑制)

- ・マイバッグ（エコバッグ）を利用し、レジ袋のごみを減らす。
- ・マイボトルやマグカップ等を利用し、ペットボトルのごみを減らす。
- ・プラスチックや発泡スチロール製品の代わりに、セラミックや再利用可能な食器や、生分解性、植物由来プラスチックを使用する（缶、ガラス瓶、紙・木・竹製ストローの利用等）
- ・不必要的包装を断り、包装紙を減らす。
- ・食べ残しをしない。（食品ロスの削減）
- ・無駄な紙の印刷を減らす。（紙パンフの削減、提供資料のデータ化、会議資料はPC閲覧、社内用印刷は可能な限り両面、縮小、白黒印刷等）
- ・ペーパータオルやトイレットペーパー等、無駄に使わない。

##### ② Reuse (リユース)=繰り返し使う(再利用・再使用)

- ・リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わった時にはリユース回収に出す。（トナー等）
- ・不用品の再使用に努める。（フリーマーケット等への参加や文房具の再利用：ボールペン、蛍光ペン、シャープペン、消しゴム、付箋、定規、はさみ、カッター、のり、修正液、ホッチキス、クリップ、ダブルクリップ、クリアファイル、電卓等）

##### ③ Recycle (リサイクル)=ごみを再び資源にする(再資源化・再生産)

- ・ゴミの分別は指示通りに行い、資源ごみの分別も徹底する。（ペットボトル、エコキャップ（寄付）、瓶、缶、段ボール、新聞・雑誌類、電池等）
- ・環境保全に配慮したリサイクル製品やエコマーク認定商品を積極的に利用する。

#### (2) エネルギーの利用量削減

- ・出社時は必要なブロックのみ点灯し、ブロックの最終退出者は退社時必ず該当ブロックの消灯を行う。
- ・利用していない会議室の電気やプロジェクター、ディスプレイの電源等を必ず消す。
- ・空調（冷房、暖房）の温度は適切に設定する。（環境省推奨適正室温 夏季28℃、冬季20℃）
- ・利用時間外はPCのディスプレイの電源を消す。
- ・可能な限り、電気機器を省エネモードに設定する。
- ・エネルギー効率の良いLEDライトを利用する。

#### (3) 水の利用量削減

- ・水道の蛇口は、流量制限器付きの節水型蛇口が設置されている。
- ・節水型トイレを利用し、最低限の水量が設定されている。
- ・トイレ、手洗い、流し台等での節水を心がける。

#### (4) 従業員の移動に関する環境負荷の低減

- ・可能な限り移動を減らす。（テレワーク、出張の代わりにオンライン会議等）
- ・可能な限りサステナブルな移動手段を利用する。（公共交通手段、飛行機ではなく新幹線等）
- ・出張の手段・距離からCO<sub>2</sub>排出量算出、記録し社員に共有の上、削減を目指す。
- ・上記CO<sub>2</sub>排出量をカーボンオフセットで相殺することを検討、実施。
- ・自転車通勤補助を提供する。

## 2) 購買に関するサステナビリティ方針

我々は、価格、品質、入手可能性を考慮に入れ、以下のように、可能な限りよりサステナブルな製品とサービスを優先に購入いたします。

- ・以下のような持続可能性が証明された製品を優先的に購入する。  
エコマーク、オーガニック、フェアトレード、資源保護等に関する認証がある商品（FSC、MSC認証等）、寄付付きの商品、地産地消の商品、被災地產品等
- ・可能であれば、地元の事業者が地元で生産した製品を購入する。
- ・プラスチックや発泡スチロール製品の代わりに、セラミックや再利用可能な食器や、生分解性、植物由来プラスチックを使用する（缶、ガラス瓶、紙・木・竹製ストローの利用等）
- ・不必要的包装を断り、包装紙を減らす。
- ・梱包材や配達時のCO<sub>2</sub>削減のため、可能な限りまとめて購入をする。
- ・機能と価格を考慮しつつ、可能な限りエネルギー効率の良い機器を購入する。
- ・法律で認められていないものや、ワシントン条約およびIUCNレッドリストに示される動植物を脅かす製品の購入はしない。

## 3) デスティネーション（訪問地）に関するサステナビリティ方針

我々は、新規デスティネーションの選定や商品開発プロセスにおいて、デスティネーションの持続可能性の側面を考慮します。私たちは、訪問する地域社会に社会的・環境的利益を提供する努力をします。

- ・新規デスティネーションを選定する際には、サステナビリティを考慮し、場合によっては主流ではない、まだ未開発な代替デスティネーションを提案する。
- ・生物多様性、廃棄物、衛生、人権、医療、水、エネルギー、食料の確保などの面で、観光が地域に構造的な悪影響を及ぼす目的地は選択しない。（ただし、企業の関与によって明らかにバランスのとれた効果が得られる場合を除く）。
- ・より持続可能な交通手段で到達可能な新規デスティネーションの選定を検討する。
- ・保護地域、遺産に関する規制を遵守する。また、地方、地域、国の当局によるデスティネーション・マネジメント戦略に従う。
- ・宿泊施設と地元の生産者との関係を改善する取り組みを支援する。
- ・持続可能性、デスティネーションの計画・管理、天然資源の利用、社会文化的な問題に関して、（可能であれば他の旅行会社やステークホルダーとともに）地元政府に影響を与え、支援する。
- ・保護区や生物多様性の高い地域を含む生物多様性の保全を、資金提供、政治的支援、商品提供への組み込みなどを通じて支援する。
- ・ワシントン条約や国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストに記載されている絶滅危惧種の動植物や、歴史的・考古学的遺物を含む土産品を販売しない（法律で認められている場合を除く）。

## 4) 宿泊施設に関するサステナビリティ方針について

この「宿泊施設に関するサステナビリティ方針」は、事業パートナーの皆様に宿泊施設における「サステナビリティ」をご理解いただき、共に推進するために期待する基本事項を明示しています。GSTC（グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会）策定の宿泊施設用国際基準および推奨評価指標※1を元に主要なサステナビリティ推進事項をまとめたものです。

※1:GSTC(グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会) 国際基準および推奨評価指標  
宿泊施設様向け

[https://www.gstcouncil.org/wp-content/uploads/GSTC-I-H0v3Dec2016\\_Japanese.pdf](https://www.gstcouncil.org/wp-content/uploads/GSTC-I-H0v3Dec2016_Japanese.pdf)

### (1) 法令順守と人権保護について

- ① 国の法令および地域の条例や慣行の遵守を含む、公正な商慣行を実行する。
- ② 事業を展開する地域における土壤、大気、食品、水、エネルギー、健康管理又は公共空間へのアクセス等の基本公共サービス提供に、ネガティブな影響がないように活動をする。
- ③ 貴施設の運営に関わる従業員の皆様（正社員、非正規社員、派遣社員、業務委託を受けて働く従業員を含む：以下従業員とする）の公正な労働条件を策定し、平等な権利を与えることにより、人権及び経済的・社会的公正を尊重するものとする。
- ④ 児童の権利を尊重し、守るものとする。これは、日本においては以下の意味する。
  - ・16歳未満の児童労働の禁止。16歳を下回る児童を雇用しない。
  - ・学生インターンシップに対する運用ルールの明示と遵守。

- (2) 地域社会への貢献について
- ① フェアトレード及びサステナビリティの原則に基づいて生産された、地元地域(例:同都道府県産)の食材・食品・工芸品を購入し、使用するものとする。(地産地消を推進する)
  - ② 現地のお祭りやイベントへの資金援助等の検討、実施。
  - ③ 現地の自然・文化・歴史遺産への寄付等の検討、実施。
- (3) 地域社会における文化や歴史保全について
- ① 施設内において地域の芸術、建築又は有形無形の文化遺産の要素を尊重し、その修復や保全、そして伝承を担う人々を支援する。例として以下のような取り組みの検討、実施。
    - ・施設の外装、内装に、地域の芸術、様式や文化遺産の要素を取り入れている。
    - ・施設の調度品や備品に、地域の芸術、様式や文化遺産の要素を取り入れている。
  - ② 地域の歴史や文化に基づいて、地元や持続可能な方法で生産されたお土産品を提供・販売する。
  - ③ その他、以下のように地域独自の文化、伝統を宿泊客にお伝えする取り組みの検討、実施。
    - ・現地の習慣や伝統に関する情報を宿泊客に提供する。
    - ・地元の伝統的な料理や飲み物をメニューに載せると共に、その歴史や持続可能な意義を説明する。
    - ・地元の芸術、工芸品、音楽、建築物に関する情報を宿泊客に提供する。
  - ④ 改修工事や建設工事が、伝統的な生活様式やコミュニティ(漁業や農業へのアクセスなど)に悪影響を与えないようにする。
- (4) 環境及び生物多様性の保護・保全について
- ① 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を遵守したプラスチックの利用削減
    - ・ペットボトルやプラスチック製品の利用削減の検討、実施。(ストロー、アメニティ等)
    - ・お客様自身が水筒やボトルに自ら水を補充できる場所の設置の検討、実施。
  - ② ゴミ処理・廃棄物の管理については、3R活動(Reduce, Reuse, Recycle)を推進し以下を取り組む。
    - ・あらゆる種類の廃棄物を可能な限り削減し、ごみ量の把握と前年廃棄量を踏まえた削減。
    - ・食品ロス削減に向けた取り組み。
    - ・有機廃棄物の堆肥化の検討、実施。
    - ・地域のルールに即した資源、ゴミの分別の徹底。
    - ・プラスチックのリサイクルへの取り組み。
    - ・廃棄物管理、化学物質やその他の危険物の取り扱い、処分、排出、排水処理の手順や基準の順守。
    - ・発生した廃水や固体廃棄物を監視・管理し、排出・処分前に必要に応じて処理する。
  - ③ 紙の利用削減
    - ・デジタルパンフレットの活用、紙パンフレットはFSC認証紙など環境にやさしい紙を利用する。
    - ・販売促進資料のペーパーレス対策をとっている。(PDFをメールで送付等)
  - ④ エネルギー使用量の削減と効率化の検討、実施。
    - ・エネルギー効率の良い設備の導入などエネルギー効率への取り組み。(LEDライトの利用等)
    - ・自動消灯等のシステム整備。
    - ・電気使用量の把握と前年使用量を踏まえた改善目標の設定と削減に向けた取組の検討、実施。
    - ・ガス使用量の把握と前年使用量を踏まえた改善目標の設定と削減に向けた取組の検討、実施。
  - ⑤ 水の使用量削減と効率化
    - ・「洋式」トイレ及びシャワーへの節水システム装備の検討、実施。
    - ・使用水量の計測、前年使用量を踏まえた改善目標の設定と削減に向けた取組の検討、実施。
  - ⑥ 健康や環境に害を与えることなく、リスクをもたらすことが知られている 化学物質の使用を最小限に抑える。
  - ⑦ 動物関連のアクティビティが国際的に認知された適切な動物福祉条件の中で行われるようにする。
  - ⑧ 周辺地域の森林および水資源地域の生物多様性の保護・保全を支援する。
  - ⑨ ワシントン条約および国際自然保護連合(IUCN)のレッドリストに記載されている絶滅の危機に瀕している動植物種を含む土産物や食品、食事メニューを販売しない検討、実施。
- (5) コンプライアンス違反、サステナビリティ関連条項における重大な違背発生時の措置について
- 万が一、御社の事業活動においてコンプライアンス違反や、本方針で記載されたサステナビリティ推進に関する条項において重大な違背が発生し、適切な処置が施されない場合は、お取引内容の見直し等のご相談をさせていただく可能性がございます。

\*サステナビリティ推進の取り組み実施をされている事業者様の弊社顧客への推奨について

弊社は今後、弊社のお客様に対しサステナブルな取り組みをしている事業パートナー様を推奨、提案して参ります。例)サステナブルな取り組みを実施している施設様(特にサステナビリティ関連の認証取得をされている等)を、弊社のお客様(海外エージェント等)に推奨いたします。

## 5) 輸送サービスに関するサステナビリティ方針

我々は、価格、品質、入手可能性を考慮に入れ、以下のように、可能な限りよりサステナブルなサービスを優先に手配、お客様にお勧めいたします。

- ・輸送手段について、距離、価格、経路、快適性を考慮し、目的地（空港含む）までの移動、目的地内での移動に利用可能な環境に優しい選択肢ができる限りお客様にお勧めする。

（例）CO<sub>2</sub> 排出量削減を意識した以下のような交通手段のオプション提示の検討・推奨

公共交通機関、歩き、自転車、ハイブリットカーやEV,FC,PHV等の手配の検討

短距離間の移動は、飛行機より新幹線等を優先に検討

- ・グループの人数に合わせて適切なサイズの車両を手配する。
- ・法令を遵守し、安全性、品質の確保された事業者を利用する（例）貸切バス事業者安全性評価認定事業者を積極的に利用する。
- ・効率的なルートで運行する。
- ・当社は必要に応じて、移動におけるCO<sub>2</sub> 排出量を算出・提示し、お客様にカーボンオフセットのオプションを提案する。

## 6) アクティビティに関するサステナビリティ方針について

この「アクティビティに関するサステナビリティ方針」は、事業パートナーの皆様にアクティビティにおける「サステナビリティ」をご理解いただき、共に推進するために期待する基本事項を明示しています。GSTC（グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会）策定の国際基準および推奨評価指標<sup>\*1</sup>を元に主要なサステナビリティ推進事項をまとめたものです。

※1:GSTC（グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会）国際基準および推奨評価指標

観光産業、ツアーオペレーター用

[https://www.gstcouncil.org/wp-content/uploads/GSTC-I-TOv3Dec2016\\_Japanese.pdf](https://www.gstcouncil.org/wp-content/uploads/GSTC-I-TOv3Dec2016_Japanese.pdf)

地域用

<https://www.gstcouncil.org/wp-content/uploads/GSTC-Destination-Criteria-v2.0-Japanese.pdf>

### (1) 法令順守と人権保護について

- ① 国の法令および地域の条例や慣習の遵守を含む、公正な商慣行を実行する。
- ② 事業を展開する地域における土壤、大気、食品、水、エネルギー、健康管理又は公共空間へのアクセス等の基本公共サービス提供に、ネガティブな影響がないように活動をする。
- ③ 貴施設の運営に関わる従業員の皆様(正社員、非正規社員、派遣社員、業務委託を受けて働く従業員を含む:以下従業員とする)の公正な労働条件を策定し、平等な権利を与えることにより、人権及び経済的・社会的公正を尊重するものとする。
- ④ 児童の権利を尊重し、守るものとする。これは、日本においては以下を意味する。
  - ・16歳未満の児童労働の禁止。16歳を下回る児童を雇用しない。
  - ・学生インターンシップに対する運用ルールの明示と遵守。

### (2) 地域社会への貢献について

- ① フェアトレード及びサステナビリティの原則に基づいて生産された、地元地域(例:同都道府県産)の食材・食品・工芸品を購入し、使用するものとする。(地産地消を推進する)
- ② 現地のお祭りやイベントへの資金援助等の検討、実施。
- ③ 現地の自然・文化・歴史遺産への寄付等の検討、実施。

### (3) 地域社会における文化や歴史保全について

- ① 施設内において地域の芸術、建築又は有形無形の文化遺産の要素を尊重し、その修復や保全、そして伝承を担う人々を支援する。例として以下のような取り組みの検討、実施。
  - ・施設の外装、内装に、地域の芸術、様式や文化遺産の要素を取り入れている。
  - ・施設の調度品や備品に、地域の芸術、様式や文化遺産の要素を取り入れている。
- ② 地域の歴史や文化に基づいて、地元や持続可能な方法で生産されたお土産品を提供・販売する。
- ③ その他、以下のように地域独自の文化、伝統をお客様にお伝えする取り組みの検討、実施。
  - ・現地の習慣や伝統に関する情報をお客様に提供する。
  - ・地元の伝統的な料理や飲み物をメニューに載せると共に、その歴史や持続可能な意義を説明する。
  - ・地元の芸術、工芸品、音楽、建築物に関する情報をお客様に提供する。
- ④ 改修工事や建設工事が、伝統的な生活様式やコミュニティ(漁業や農業へのアクセスなど)に悪影響を与えないようにする。
- ⑤ 先住民や伝統的なコミュニティへの訪問、文化の見学等を含むアクティビティは、詳細なガイドラインを策定し、参加者へ周知する。

(4) 環境及び生物多様性の保護・保全について

- ① 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を遵守したプラスチックの利用削減
  - ・ペットボトルやプラスチック製品の利用削減の検討、実施。(ストロー、アメニティ等)
  - ・お客様自身が水筒やボトルに自ら水を補充できる場所の設置の検討、実施。
- ② ゴミ処理・廃棄物の管理については、3R活動(Reduce, Reuse, Recycle)を推進し以下を取り組む。
  - ・あらゆる種類の廃棄物を可能な限り削減し、ごみ量の把握と前年廃棄量を踏まえた削減。
  - ・食品ロス削減に向けた取り組み。
  - ・有機廃棄物の堆肥化の検討、実施。
  - ・地域のルールに即した資源、ゴミの分別の徹底。
  - ・プラスチックのリサイクルへの取り組み。
  - ・廃棄物管理、化学物質やその他の危険物の取り扱い、処分、排出、排水処理の手順や基準の順守。
  - ・発生した廃水や固形廃棄物を監視・管理し、排出・処分前に必要に応じて処理する。
- ③ 紙の利用削減
  - ・デジタルパンフレットの活用、紙パンフレットはFSC認証紙など環境にやさしい紙を利用する。
  - ・販売促進資料のペーパーレス対策をとっている。(PDFをメールで送付等)
- ④ エネルギー使用量の削減と効率化の検討、実施。
  - ・エネルギー効率の良い設備の導入などエネルギー効率への取り組み。(LEDライトの利用等)
  - ・自動消灯等のシステム整備。
  - ・電気使用量の把握と前年使用量を踏まえた改善目標の設定と削減に向けた取組の検討、実施。
  - ・ガス使用量の把握と前年使用量を踏まえた改善目標の設定と削減に向けた取組の検討、実施。
- ⑤ 水の使用量削減と効率化
  - ・「洋式」トイレ及びシャワーへの節水システム装備の検討、実施。
  - ・使用水量の計測、前年使用量を踏まえた改善目標の設定と削減に向けた取組の検討、実施。
- ⑥ 健康や環境に害を与えることなく、リスクをもたらすことが知られている 化学物質の使用を最小限に抑える。
- ⑦ 動物福祉
  - ・動物を扱うアクティビティは国際的に認知された適切な動物福祉条件や国・自治体の規則に従い行われる。
  - ・野生生物との交流を含む体験、アクティビティは関連する行動規範に従い、自然の生態系に悪影響を及ぼさない。
- ⑧ 動植物に重点を置くアクティビティ(ダイビング、シュノーケリング、クジラ・イルカウォッチング等のマリンアクティビティや野生生物の観察と保護地域の訪問等)は、詳細なガイドラインを策定し訪問者へ周知する。
- ⑨ 自然の生態系へ影響を与えるいかなる行為も最小限に抑えるように留意する。
- ⑩ 事業活動を行う周辺地域の森林および水資源地域の生物多様性の保護保全について、訪問者へ同行するスタッフが十分な説明をすると共に、積極的に支援する。(なるべく地元の精通した専門スタッフに依頼する)
- ⑪ ワシントン条約および国際自然保護連合(IUCN)のレッドリストに記載されている絶滅の危機に瀕している動植物種を含む土産物や食品、食事メニューを販売しない検討、実施。

※(3)(4) 共通の前提として

地域コミュニティの住民、動物、植物、天然資源(水・エネルギーなど)に危害を与えるようなサービスや社会的・文化的に受け入れられないようなサービスは提供しない。

(5) コンプライアンス違反、サステナビリティ関連条項における重大な違背発生時の措置について

万が一、御社の事業活動においてコンプライアンス違反や、本方針で記載されたサステナビリティ推進に関する条項において重大な違背が発生し、適切な処置が施されない場合は、お取引内容の見直し等のご相談をさせていただく可能性がございます。

\*サステナビリティ推進の取り組み実施をされている事業者様の弊社顧客への推奨について

弊社は今後、弊社のお客様(海外エージェント等)に対し上記のような基準に基づいて運営されるアクティビティ、特に地元の伝統文化、動物福祉、環境を尊重するアクティビティ、コンテンツを推奨、提案して参ります。また、GSTC国際基準に準拠したと承認されたサステナビリティ関連の認証取得をされている事業者様を推奨いたします。

## 7) 同行案内に関するサステナビリティ方針

我々は、同行案内サービスに関して、以下のように取り組みます。

- ・お客様に同行・案内するスタッフ（通訳案内士・斡旋員・添乗員等）に弊社のサステナビリティ方針を理解し、現場での対応をして頂けるように、情報提供・研修の機会を設ける。
- ・必要な資格を取得した通訳案内士と契約する。
- ・スタッフはお客様に同行中、以下のようなサステナビリティに関する情報提供や案内をする。
  - 地球環境保全を配慮し、適正な廃棄物処理を行い、お客様に対してもそのように案内する。
  - 訪問地における自然環境、地域文化（文化的習慣、行動様式、服装規定）、文化遺産に関する情報を提供し、理解促進につなげる。
  - 特に文化的、生態学的に注意が必要な場所では、スタッフからお客様に対して十分な説明をし、訪問地域やアクティビティ提供事業者が定めた詳細なガイドラインを遵守するよう案内する。また、可能な限り現地の専門的なスタッフを手配し詳細な案内を実施する。
  - 地産地消推進の観点から、地元のレストラン及び地域特産品のお店を利用することも選択肢としておすすめする。
  - 訪問地での持続可能な交通機関（電車、地下鉄、バス等の公共交通機関、あればエコ車両（水素バス、電気バス、ハイブリットバス等））の選択肢や徒歩でのアクセスについて情報を提供する。
  - 訪問地の慈善団体や自然資源、有形無形の文化資源保護・保全・育成のための寄付の機会があれば案内する。
  - 訪問地での安全衛生に関するリスクや注意事項を案内する。
  - 児童及び若者の性的搾取の回避について、注意情報や必要に応じて研修の機会を提供する。
  - 訪問地における絶滅危惧種の動植物を原料として使われている、歴史的又は宗教的人工物及び物品の売買及び輸出入に関して適用される法令について正しく案内する。  
例：ワシントン条約 CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）
  - 緊急時は、あらかじめ決められた連絡体制、対応方法に則り対応する。

株式会社JTBグローバルマーケティング＆トラベル